

神奈川県子ども食堂応援事業協力金（Q&A）

神奈川県子ども食堂応援事業協力金全般について		
1	神奈川県子ども食堂応援事業協力金の目的はなにか。	物価高騰等により財政面で困難を抱える「子ども食堂」の活動継続や新規実施を支援するとともに、活動の普及を目的としています。
支給対象について（第2条・第3条関係）		
1	「子ども食堂」の名称で活動しなくても、支給対象になるか。	名称に関わらず、子ども（概ね18歳未満）たちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取組みであれば、対象となります。 至急対象になる例： ・学習支援の活動の中で子どもにおにぎりを無償で提供している ・子どもの居場所活動の中で子どもにサンドイッチを低額で提供している
2	子ども食堂の利用料金について、「無料又は低額」とあるが、低額とはいくらまでか。	利用料金の額を協力金の支給要件とはしませんが、子ども食堂は地域のボランティア活動であり、営利を目的としないことから、実費相当額と考えています。
3	無料の学習支援と子ども食堂を同じ場所で実施しているが、支給対象となるか。	無料の学習支援など、子ども食堂以外の子どもの居場所を実施している場合でも、子どもたちに栄養のある食事を提供している場合は、対象となります。なお、お菓子のみを提供している場合は対象となりません。
4	食堂形式ではなく、宅食やお弁当の配布、食材の提供（いわゆるフードパントリー）も支給対象となるか。	子どもたちに対して、無料または低額で栄養のある食事を提供する取組みであれば、対象となります。
5	子どもたちより、高齢者の方の利用が多いが、支給対象となるか。	活動の目的に、子どもたちに対する栄養のある食事の提供が含まれていれば、対象となります。
6	どの程度の頻度で活動すれば、支給対象となるか。	活動の頻度を協力金の支給要件とはしませんが、支給申請時に、6か月以上の活動計画を提出していただきます。
7	現在活動していないが、支給対象となるか。	支給申請時点で活動していなくても、6か月以上の活動計画のご提出が可能であれば、対象となります。なお、協力金の支給後60日以内に活動実績を報告していただく必要があります。

8	市町村や民間団体から補助を受けている場合も、支給対象となるか。	市町村や民間団体から補助などの財政支援を受けている場合も、対象となります。 ※市町村や民間団体からの財政支援の中には、他財政支援と重複することを禁止している場合もあるため、ご確認の上、申請してください。(重複しても受けられる財政支援もありますので、財政支援を実施している団体へ、県の実施している協力金と重複しても大丈夫かの確認をお願いします。)
支給条件について（第4条関係）		
1	協力金の支給要件に「必要な衛生管理を徹底すること」とあるが、具体的にどのような対策をとればよいか	必要に応じて、所轄の保健所等にご相談するなどして、食品衛生法等の関係法令を順守するようお願いいたします。
2	子ども食堂を運営するにあたり、食品衛生上の営業許可や届け出をする必要があるか。	活動の地域や開催規模、施設などによって、必要となる場合がありますので、所轄保健所等にご相談ください。
3	県指定の広報チラシとはどのようなものか。	子ども食堂を利用する子どもや保護者向けに、相談窓口などをお知らせする内容となっています。
4	広報チラシはどのようにして入手すればよいか。	協力金を支給することを決定した場合に、神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給決定通知書とともに、広報チラシをお送りします。
5	「子育て支援情報サービスかながわ」 に登録するには、どうすれば良いか。	以下ホームページからご登録いただけます。 ホームページ「子育て支援情報サービスかながわ」>子育て支援団体情報>「子育て支援団体情報と登録はこちら」のバナー https://c.rakuraku.or.jp/npo/registration
6	協力金の支給を受けられなかった場合も 「子育て支援情報サービスかながわ」 に登録しなければいけないのか。	不支給となった場合、 「子育て支援情報サービスかながわ」 の登録は任意となります。
7	「子育て支援情報サービスかながわ」 とは何か。	神奈川県内の子育て支援情報サービスをまとめて掲載している、子ども・子育て総合情報サイトです。
8	「子育て支援情報サービスかながわ」 に登録すると、どうなるのか。	「子育て支援情報サービスかながわ」内の「子育て支援団体情報」に名称、開催場所及び開催頻度等が掲載されます。 また、子ども食堂の活動への支援を必要としている場合は、求める支援のカテゴリーを表示することができます。

協力金の支給額について（第5条関係）		
1	子ども食堂を「複数の場所（施設）」で開催する計画だが、この場合は、「複数の活動拠点」となり、協力金の支給額が増えるのか。	本協力金では、「活動拠点」を、市区町村の地域ごとに1か所としています。開催場所（施設）が異なる市区町村にあり、それぞれが主たる活動の場所（施設）として認められる活動内容であれば、「活動拠点」として協力金を支給します。
2	協力金の使途は限定されるのか。 例：食材費のみ	協力金の使途として、特定の購入に限定されるものではありません。子ども食堂の活動継続のためにご活用ください。
申請書類について（第6条関係）		
1	記入方法が分からない。	「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」 のホームページに記入例を掲載していますので、ご参照ください。
2	協力金振込先口座の名義人はだれでもよいか。	申請者名義の口座がある場合は申請者名義の、ない場合は申請者が所属する団体名義の口座としてください。どちらでもない名義の口座を振込先とする場合は、申請者からの委任状が必要となります。委任状はホームページに掲載しています。
3	申請の様式等はどこで手に入るか。	申請の様式等は 「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」 のホームページからダウンロードしてください。インターネット環境が整っていない等の理由で様式等の郵送を希望される場合は、お手数ですが、県次世代育成課企画グループ（電話：045-210-4690）までお問合せください。
4	申請すれば、必ず支給を受けられるのか。	本協力金は、複数回に分けて募集し、認められた予算内で支給します。そのため、募集に対して申請件数が多い場合は選考により支給を決定します。また、支給要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合は支給できません。
活動の報告について（第9条関係）		
1	どのような内容を報告すればよいのか。	神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動報告書（第5号様式）に記載の項目（工夫して取り組んだこと、活動するにあたり苦労したこと及び今後の課題）について、活動の様子がわかる写真（2枚以上）を添えて報告してください。
2	ホームページやソーシャルネットワークサービス等で報告する場合は、どのような情報を掲載すればよいか。	ホームページ等で発信する場合も、神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動報告書（第5号様式）に記載の項目（工夫して取り組んだこと、活動するにあたり苦労したこと及び今後の課題）に加え、活動の様子がわかる写真を掲載してください。

3	協力金の支給を受けた場合、協力金の使途を県に報告する必要はあるか。	協力金の使途を県に報告していただく必要はありません。
4	協力金の支給を受けた後は、活動報告書以外に、実績報告書や、何に協力金を使用したかなどのレシート等の提出は必要か。	協力金の支給を受けた場合、提出期限内に神奈川県子ども食堂応援事業協力金の活動報告書（第5号様式）と、活動の様子がわかる写真（2枚以上）を提出いただければ、それ以外の提出物は必要ありません。

その他		
1	協力金の支給申請は何回までできるか。	協力金の支給を受けられるのは活動拠点ごとに1回限りのため、支給決定後に、同一活動拠点に対する新たな支給申請を受理することはできません。
2	協力金の支給は、申請書類の先着順で決定されるのか。	本協力金は、複数回の募集期間を設け、各募集期間終了後、審査及び選考の上、支給不支給を決定します。
3	申請審査はどのように行うのか。	申請書類に提出漏れがないか、県が設定する支給要件に合致しているかといった形式面の審査に加え、以下の点を考慮項目として、審査します。 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの子どもの利用が見込まれるか ・衛生管理は適切か。 ・事故防止への対応は適切か。
4	予算の範囲内で協力金を支給することだが、予算がなくなったら、どうなるのか。	予算がなくなった時点で本事業は終了となります。